

監査結果に対する措置等の状況

1 令和3年度から令和5年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和5年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第199条第14項）、令和4年度及び令和3年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計63件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は62件（98.4%、昨年度は97.0%、一昨年度は90.9%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			4年度	5年度	6年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
5 年度 監査 結果	定 例 監 査	県機関	—	—	52	52				
		出資法人等	—	—	10	10				
	計		—	—	62	(100%) 62				
4 年 度 監 査 結 果	定 例 監 査	県機関	—	50	1					1
		出資法人等	—	11	0					
		小計	—	61	1					1
	重点行政監査 （災害対策資機材等）		—	3	0					
	計		—	64	1					(100%) 1
3 年 度 監 査 結 果	定 例 監 査	県機関	67	0	0					
		出資法人等	4	1	0					
	計		71	1	0					
合計			71	65	63	(98.4%) 62				(1.6%) 1

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの及び左記以外のもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和6年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和5年度	62件	62件	100.0%
令和4年度	64件	63件	98.4%
令和3年度	71件	71件	100.0%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について（令和5年度定例監査）

ア 消防用設備等保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備を記載した特記仕様書の数量が実際と相違しているものについて、現行設備の確認、仕様書の変更及び変更契約等が行われた。（健康福祉局）

イ 4者による見積り合わせを実施しているにもかかわらず、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由により随意契約を行っていたものについて、資格者から適正に選定して指名競争入札を実施することとされた。（土木建築局）

(2) 財産管理等の適正化について（令和5年度定例監査）

ア 行政財産の使用料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（商工労働局、教育委員会）

イ 備品、借受物品及び管理委任物品並びに借受財産において、備品出納簿又は借受台帳の記録が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局、健康福祉局、商工労働局、教育委員会）

(3) フロン類の法定点検について（令和5年度定例監査）

フロン類の使用機器において、法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（教育委員会）

3 その他

固定資産の実地調査について（令和4年度定例監査）

固定資産の実地調査について、令和4年度から6年度までの3か年で全ての固定資産の実地調査を行うこととして取り組んでいるが、具体的なスケジュールや手順を定めた実施計画を作成していなかった。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営へ移行されることを踏まえ、固定資産を正確に把握した上で、貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるよう努める必要がある。（県立広島病院）